

Ⅲ 有意義な学校生活を送ろう

1 生徒心得

- (1) 進んで挨拶をしましょう。
- (2) 無断欠席・遅刻・早退はしてはいけません。欠席の連絡は13時30分から17時00分の間にしてください。
- (3) 本校はノーチャイムです。早めの行動を心がけてください。
- (4) 登校から下校の間は外出をしてはいけません。やむを得ないときには担任に申し出て許可を得てください。

2 通学について

(1) 自転車通学

ア 手続き

- (ア) 担任に申し出て、生活指導部に「自転車通学許可願」を提出します。
損害賠償保険未加入者は受理できません。

- (イ) 許可を受け、渡される登録シールを通学用自転車に貼ります。

イ 心得

- (ア) 交通道德・法規を守り、安全に注意して乗車してください。
- (イ) 登録した自転車を使用してください。
- (ウ) 指定の場所に駐輪し、必ず施錠してください。
- (エ) 長期間学校に駐輪はできません。
- (オ) ヘルメットを着用しましょう。

ウ 自転車通学許可の要件

- (ア) 上記「イ 心得」を守れないときには、許可を取り消すことがあります。
- (イ) 「自転車損害賠償保険」に加入しましょう。東京都の条例で加入義務が定められています。

(2) オートバイ・自動車について

- ア オートバイ・自動車を自分で運転して登下校（同乗含む）は禁止しています。生徒同士や部外者との同乗もいけません。
- イ 校外学習、大会や交流試合の参加、応援等、学校外での教育活動においても禁止しています。

3 特別に注意を要する事項

(1) 暴力・いじめ・けんか・窃盗等

暴力・いじめ・けんかは他人の人格を無視した非常に卑劣な行為です。また窃盗は明らかな犯罪行為です。これらの行為は学校内外を問わず厳しく指導します。

(2) 喫煙・飲酒

未成年の生徒の飲酒・喫煙は一切認めません。成人している生徒においても、学校内及び登下校での飲酒・喫煙は一切認めません。

(3) インターネットの不適切な利用

SNS等で個人名や学校名、顔写真を載せたり、法律に触れる行為や迷惑行為を載せたりすることはやめてください。内容を確認し、場合によっては特別指導の対象とします。

(4) その他

考査等での不正行為、故意の器物破損、私的カンパ行為等、社会規範に照らし高校生としてふさわしくない行為をした場合、特別指導の対象となります。